

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和 8 年 1 月 27 日

支出負担行為担当官

中国地方整備局長 杉中 洋一

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本件は、中国地方整備局管内の公共工事において発生する建設副産物の適正処理及び建設発生土の工事間利用促進のため、WEBオンラインシステムにより、建設副産物及び建設発生土に関する情報を提供するものである。

建設副産物及び建設発生土に関する情報は建設リサイクルの推進において重要な情報であるため、網羅的に収集され、かつ速やかに提供される必要がある。

このことから、本件の遂行にあたっては、技術的要件等を兼ね備えている特定の法人を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本件の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の法人との契約手続に移行する。

4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の法人と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2. 概 要

(1) 件 名 令和 8 年度建設副産物等情報提供

(2) 内 容

①建設副産物情報交換システム情報提供

②建設発生土情報交換システム情報提供

※詳細は説明書による。

(3) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

3. 目 的

本件は、中国地方整備局管内の公共工事において発生する建設副産物の適正処理及び建設発生土の工事間利用促進を図るため、建設副産物の発生量、搬入出量、搬入出先等及び建設発生土に係る情報の提供を行うものである。

4. 応募要件

(1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下の通りとする。

1) 基本的要件

①予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

②開札までに令和 7・8・9 年度の一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において中国地域の競争参加資格を有することが確認できた者、又は公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学、

又は、これらと同等と認められる機関であること。

一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の申請の時期及び場所については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和7年3月31日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

- ③会社更生法に基づき更生手続開始に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④申請書の受領期限の日から開札の時までの期間に、中国地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- ⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥支出負担行為担当官から説明書の交付を受けた者であること。
- ⑦参加意思確認書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

1. 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。

（ア）親会社と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2. 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし（ア）については、会社等の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社等である場合は除く。

（ア）一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3. その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記1. 又は2. と同視しうる資本関係又は人間関係があると認められる場合

2) 技術力に関する要件

公共事業における以下（ア）及び（イ）の実績情報を保有、または提供を受けられること。

（ア）公共事業の建設副産物利用情報

（イ）公共事業の建設発生土利用情報

（一財）日本建設情報総合センターが有するコリンズ（工事实績情報サービス）・テクリス（測量調査設計業務実績情報サービス）データについて、本件を履行するにあたりデータの入手を要する場合は、競争参加に先立ち、あらかじめ当該センターからの提供について書面による了解を得ること。

書面による了解は、参加意思確認書提出時までには得ることを原則とするが、参加意思確認書提出時までには書面による了解を得られない場合は、企画提案書の提出期限までに書面による了解を得ることが必要である。この場合は参加意思確認書提出時に「企画提案書提出期限までには書面による了解を得られる見込みがある」ことが要件となる。

- 3) 中立性・公平性に関する要件
中立・公平性を保つための規定が社則等に明記され、社員等に周知し厳格に運用していること。
- 4) 守秘性に関する要件
社内規則等において、守秘義務の遵守及び違反した場合の規定があること。
- 5) 執行体制に関する要件
毎日24時間、情報提供場所毎に情報提供を行える体制を確保すること。
- 6) 実績に関する要件
下記に示される同種又は類似の実績について、平成27年度以降公示日までに完了した業務または役務（再委託による業務または役務の実績は含まない）において、1件以上の実績を有していなければならない。
 - ①同種：公共事業における建設副産物及び建設発生土に係わる情報をWEBオンラインシステムにより情報提供する業務
 - ②類似：公共事業に係わる情報をWEBオンラインシステムにより情報提供する業務

5. 手続等

(1) 担当部局

〒730-8530 広島市中区上八丁堀6番30号

国土交通省中国地方整備局

①契約関係 総務部 契約課 購買第一係

電話：082-221-9231 mail：koubai01@cgr.mlit.go.jp

②技術関係 企画部 技術管理課 検査係

電話：082-221-9231

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和8年1月27日（火）から令和8年2月17日（火）までのうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時30分から17時00分まで。

交付場所：5.(1)①に同じ。

交付方法：交付場所でも手交、郵送又はメールにより交付。手交による交付は、交付の際、受領者の署名を必要とする。郵送による交付は郵送料を別に必要とする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和8年1月27日（火）から令和8年2月17日（火）までのうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時30分から17時00分まで。

場所は5.(1)①に同じへ、持参、郵送（書留郵便等記録が残るもの）又はメールすること。

6. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)①に同じ。
- (3) 当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限：令和8年3月19日（木）17時00分
- (4) 電子メールで説明書の交付を希望される場合は、メールのタイトル及び本文に下記内容を記載して交付依頼すること。

タイトル：【〇〇株式会社】【□□□】の説明書交付について

本文：【□□□】の説明書について、メールで交付を希望します。

〇〇株式会社

担当：〇〇〇〇

電話：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

※「□□□」には、件名を記載する。

- (5) 本件は、本件に係る令和 8 年度予算が成立し予算示達がなされていることを特定及び契約締結の条件とする。特定及び契約締結は令和 8 年 4 月 1 日とするが、本件に係る令和 8 年度予算成立が 4 月 2 日以降となった場合は、予算成立日とする。また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全期間の契約とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算期間分のみの契約とする。
- (6) 詳細は説明書による。